

ID: 313

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	指定工事業者証の交付及び再交付
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市下水道条例 第11条第1項及び第3項(第51条及び第69条において準用する場合を含む。)
<b>例規番号</b>	平成17年条例第207号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条及び第11条の規定による。 (指定の基準)</p> <p>第9条 管理者は、前条の規定により指定の申請をした者が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、指定工事業者として指定するものとする。</p> <p>(1) 事業所ごとに、管理者が定める試験に合格した者(以下「責任技術者」という。)が1人以上専属していること。</p> <p>(2) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。</p> <p>(3) 青森県内に事業所があること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 第14条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>エ 精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 前項第4号イの規定に該当する場合で、当該指定工事業者が法人であるときは、その代表者は同号イに規定する期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事業者の指定を受けることはできない。</p> <p>(指定工事業者証)</p> <p>第11条 管理者は、指定工事業者の指定を行ったときは、十和田市指定排水設備工事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付しなければならない。</p> <p>2 指定工事業者は、指定工事業者証を事業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>3 指定工事業者は、指定工事業者証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに管理者に申し出て再交付を受けなければならない。</p> <p>4 第13条第2項の規定による届出をしたときは、記載事項を変更した指定工事業者証の交付を受けなければならない。</p> <p>5 指定工事業者は、第14条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事業者証を返還しなければならない。</p>	
<b>標準処理期間</b>	30日
<b>備考</b>	

<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 324

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	行為の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市下水道条例 第49条第1項及び第2項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第207号		
<p><b>【基準】</b>                      第49条の規定による。                      (行為の許可)                      第49条 農業集落排水施設等の排水施設の暗きよである構造の部分に固着して排水施設を設ける行為(第42条の規定により排水設備を設ける場合を除く。)をしようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。                      2 前項の許可を受けようとする者は、申請書に図書を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。                      3 前項の申請書に添付する図書は、第39条各号に掲げるものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日